

# 上野事務所ニュース

令和3年12月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

## 雇用調整助成金等の延長について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、令和3年12月末まで現行の特例措置が継続されます。令和4年1月以降は、特例措置の内容が下記のとおりに変更される見込みです。

判定基礎期間の初日		令和4年	
		1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	地域特例	15,000円	15,000円

\*金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

請求期間の初日が令和4年1月1日以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の事業主が業況特例の対象となる予定です。

### 【小学校休業等対応助成金】

対象となる休暇取得の期間が、令和4年3月末まで延長となる予定です。なお、令和3年8月1日～令和3年10月31日までの休暇については、令和3年12月27日が申請期限となっています。

## 特定(産業別)最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました。(千葉:953円、埼玉:956円、東京:1,041円) この地域別最低賃金とは別に、都道府県ごとに一部の産業又は業種には特定(産業別)最低賃金が設けられています。この特定(産業別)最低賃金の一部が12月25日に更新されます。

## 千葉県の特定(産業別)最低賃金

業種	最低賃金
鉄鋼業	1,023円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。産業の種類は、日本標準産業分類を基に区分されます。会社の産業分類がわからない場合にはお尋ねください。

## 傷病手当金の支給期間通算化について

同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間は、現在「支給開始日から起算して1年6か月」となっていますが、令和4年1月1日より「支給開始日から通算して1年6か月間」に改正されます。支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能となります。この通算化が適用される方は、令和2年7月2日以降に傷病手当金の受給を開始した方です。

### 現行の傷病手当金の支給期間



### 改正後の傷病手当金の支給期間



## 退職者の社会保険の取扱いについて

12 月中に退職する従業員の社会保険の取扱いは次のようになります。

### ①12 月 30 日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12 月 31 日までの期間を全額支給する場合

⇒最終勤務日に関係なく、退職日は 12 月 31 日、社会保険資格喪失日は翌年 1 月 1 日です。したがって、社会保険料は 12 月分までかかります。また、12 月に賞与の支払いがあった場合、賞与にかかる保険料も納める必要があります。

### ②12 月 30 日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒最終勤務日が退職日となり、退職日の翌日が社会保険資格喪失日となります。(例:12 月 20 日退職であれば、社会保険資格喪失日は 12 月 21 日)

\*この場合、社会保険料は 11 月分までとなり、また 12 月に支払われた賞与の保険料も控除しないこととなります。ただし、上記 2 つは原則的な取り扱いです。具体的な退職日や社会保険に関する手続きについてはご相談ください。

健康保険証は退職日に返却していただくのが原則です。退職日以降、健康保険証は使えません。年内に国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ社会保険脱退証明書(社会保険資格喪失連絡票)を発行し、市町村の窓口を持参し手続きをしてもらうのが良いでしょう。役所の御用納めは 12 月 28 日です。

### Q&A なぜなにどうして？



Q: 先日「職場における一般的な労働衛生基準」が見直されたと聞きました。どのように変わったのですか？

A: 令和 3 年 12 月 1 日に「事務所衛生基準規則及び労働安全規則の一部を改正する省令」が公布され、事務所における照明の基準のほか、事務所その他

の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準が変更となりました。具体的な内容は以下のとおりです。

主な項目	見直しのポイント
照度【事務所のみ】 (令和 4 年 12 月 1 日施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務作業における作業面の照度の作業区分を 2 区分とし、基準を引き上げ。</li> <li>一般的な事務作業 (300 ルクス以上)</li> <li>付随的な事務作業 (150 ルクス以上)</li> <li>個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとに JIS Z 9110 などの基準を参照する。</li> </ul>
便所 *同時に就業する労働者が常時 10 人を超える場合は、従前どおり男性用と女性用に区別した便所を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所(男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所)を設けたときは、男性用と女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。</li> <li>小人数(同時に就業する労働者が常時 10 人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては、独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。</li> <li>*従来の基準を満たす便所を設けている場合には変更は不要。</li> </ul>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時利用が可能となるよう機能を確保する。</li> <li>入口、通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。</li> </ul>
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示。
救急用具の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除。</li> <li>職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急処置に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けること。</li> </ul>

## 冬季休業のお知らせ

上野事務所の本年の業務は  
12 月 28 日(火)まで  
新年は 1 月 4 日(火)から  
とさせていただきます。  
今年も一年、ありがとうございました。